

総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）

平成29年12月6日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員 長	齊藤 誠之	副委員 長	吉成 伸一
委員	田村 正宏	委員	小島 耕一
委員	森本 彰伸	委員	鈴木 伸彦
委員	高久 好一	委員	君島 一郎
委員	玉野 宏		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企画部長	藤田 輝夫	企画政策課長	小泉 聖一
企画政策課長補佐	村松 一紀	企画政策係長	江面 史彦
行政経営係長	佐々木 玲男奈	企画政策課主査（係長級）	佐藤 吉将
市民協働推進課長	室井 啓二	市民協働推進課長補佐兼男女共同参画係長	平川 雅子
統計係長	渡邊 純子	協働のまちづくり室長	相馬 文彦
市民協働担当主査（係長級）	田中 幸子	自治振興担当主査（係長級）	小田 由起子
総務部長	伴内 照和	総務課長	田代 宰士
総務課長補佐	高久 修	給与厚生係長	田中 薫
財政課長	田野 実	財政課長補佐兼管財係長	押久保 昭
財政係長	関根 達弥	課税課長	菊池 敏雄
課税課長補佐兼税制係長	池澤 直実	市民税係長	宇賀神 晶子
国民健康保険税係長	田中 綾	資産税土地係長	平田 篤史
資産税家屋係長	遅沢 友則	西那須野支所長	白井 一之

総務税務課長	阿	見	浩	二	総務税務課長補佐兼 総務係長	高	橋	力
税務係長	井	上	芽	久美	塩原支所長	宇	都野	淳
産業観光建設課長	君	島		隆	産業観光建設課長補佐兼 建設係長	君	島	幹夫
農林係長	岩	瀬	眞	生	観光商工係長	増	山	博久

出席議会事務局職員

書記 鎌田 栄治

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔企画部〕

- ・企画部長挨拶

〔企画政策課〕

- ・議案第109号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について
予算常任委員会（第一分科会）
- ・議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

〔市民協働推進課〕

- 予算常任委員会（第一分科会）
- ・議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

〔塩原支所〕

- ・塩原支所長挨拶

〔産業観光建設課〕

- ・議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について
予算常任委員会（第一分科会）
- ・議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

〔西那須野支所〕

- ・西那須野支所長挨拶

〔総務税務課〕

- 予算常任委員会（第一分科会）
- ・議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

〔総務部〕

- ・総務部長挨拶

〔総務課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 89 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

〔財政課〕

- ・議案第 97 号 那須塩原市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 89 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

〔課税課〕

- ・議案第 95 号 那須塩原市税条例の一部改正について

- ・議案第 96 号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 89 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

- ・議案第 90 号 平成 29 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

- ・議案第 91 号 平成 29 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

4. その他

5. 閉 会

開会 午前10時00分

◇

◎開会及び開議の宣告

○齊藤委員長 皆さん、改めましておはようございます。

昨日まで、その前の日までですか、一般質問等々、皆さん大変お疲れさまでございました。

12月ということで、別に何もしゃべることを用意していなかったものですから、このまま粛々と進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

ただいまから総務企画常任委員会並びに予算常任委員会（第一分科会）を開会いたします。

本日は12月定例会の常任委員会にご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

審査の日程及び審査順はお手元に配付の次第のとおりとします。

今定例会におきまして当常任委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件が3件、指定管理者の指定に関する案件が1件、一部事務組合格約の変更に関する案件が1件の合わせて5件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件3件であります。

これら予算に関する案件につきましては、関係所管課のところ随時分科会に切りかえて審査を行います。

議案審査において討議すべき点がございましたら申し出てください。執行部退席のもと、暫時休憩中に委員間討議を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます、挨拶といたします。

それでは、次第3、審査事項に入ります。

◇

◎企画部の審査

○齊藤委員長 まずは企画部から順次審査を進めてまいります。

まず初めに、企画部長からご挨拶をお願いいたします。

○藤田企画部長 （挨拶。）

○齊藤委員長 ありがとうございます。

◇

◎企画政策課の審査

○齊藤委員長 それでは、ただいまから企画政策課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

◇

◎議案第109号の説明、質疑、

討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第109号 那須地区広域行政事務組合格約の変更についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

課長。

○小泉企画政策課長 （議案第109号について説明。）

○齊藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと不慣れな、もう新人ではない議員なんですけれども、ちょっと教えていただき

たいんですけれども、新しくするほうに(13)子どもなすの園の財産の譲渡人に対する補助金の交付という言葉になっているんですけれども、それと今の現行では広域事務組合というのは民間に対する補助金の交付という事務はなかったということとまず理解してよろしいですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 現行の規約はあくまでも民間への移行というところまでという形で今回9月の議会のととき、規約のほうの変更をさせていただきました。民間への移行の事務手続が終わった段階で、今度は民間に来年の4月から管理運営が変わります。その管理運営に対して補助金を支出という形のもので、今回の改正で新たに加えなくてはならないというところでの変更になります。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。具体的な内容がわかりました。

改めて、そうすると民間にこういった事業をもしやっているとところがあって、そういうところにはこの文章でいくと、書いたのに財産譲渡人ということで限定されていると思うので、譲渡人以外のところ、民間にはこの事務組合では補助金の交付はできないという内容ということでよろしいでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 実は市の保育園も同じなんですけれども、民営化するに当たって、候補者として申請のほうを、プロポーザルですね、手続をした中で候補者を1者決めております。その方に対してのみの譲り受けという形になるものですから、対象者はこれでおのずと民営化される法人ということで決まってくるということになります。

○鈴木委員 了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 来年度からもう決まっているんでしょうけれども、どういう方が譲り受けをして、そしてどんな運営をしようとしているのか、ちょっと決まっていればお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 実は9月に民営化の移譲法人、こちらのほうの募集、審査というものを、これは広域行政事務組合でなんですけれども、そちらのほうで行いまして、実際応募の事業者が2社ありました。2社のうち1社、こちらのほうは優先交渉者ということで、社会福祉法人エルム福祉会、これは大田原でやはり同じような施設を運営している業者なんですけど、こちらのほうに決まったということで、もう1社のほうは残念ながらプロポーザルの中での評価が低かったということで、決まったのが大田原のエルム福祉会ということになっております。

これについては9月の末に正副管理者会議というのがありまして、こちらのほうで了承を得ているということで、その後の経過はちょっと組合の議会がどこまで進めているかわからないんですが、議会のほうにも報告という形であったものではないかとは思いますが。

○齊藤委員長 いいですか。

○小島委員 一応了解。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、討議すべき点はございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第109号 那須地区広域行政事務組合格約の変更については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第109号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。



◎議案第89号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

課長。

○小泉企画政策課長 （議案第89号について説明。）

○齊藤委員長 ただいま説明がございました。

それでは、質疑を許します。

質疑ございますか。

田村委員。

○田村委員 今のふるさと寄附事業費なんですけれ

ども、楽天のサイトを新しくされたようだけれども、従来のは「さとふる」でしたか。

〔「はい」と言う人あり〕

○田村委員 ですよね。そこと比べて楽天のいわゆる委託料、コミッションというか、その体系というか、その辺を教えていただければありがたいんです。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○小泉企画政策課長 今までさとふるは、これはさとふるのホームページの管理、それから寄附の受け入れ、寄附に対する返礼品の調達、発送、全部パッケージ、フルパッケージという形でやっておりました。また楽天のほうも同じようなパッケージでやっているわけなんですけれども、さとふるについてはそのサイトの運営、寄附の受け入れ等については寄付金額の12%というものが委託料ということになっておりました。楽天についてはおおむね14%というところで、これは楽天カードを使った場合の寄附と、それ以外のカードを使った場合での寄附、カード決済ですね、それによってちょっと手数料が変わるんで、おおむね14%程度ということで若干違いがございます。

以上でございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 ふるさとの企業の税金、これは基本的県外からのやっぱりあれで企業がということだと思うんですけれども、既にある程度見込みはついているんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 寄附者の見込みということなんですけれども、実際のところは国のほうにこの企業版のふるさと納税を使った事業として申請す

るに当たっては、本音の部分と建前の部分があるわけなんですけれども、本来ですと申請を出して、認定を受けた事業に対して寄附を募るといった形が、これが建前のところなんですけれども、本音としてはそれを申請するに当たっては、その裏づけというものが要だということで、ある程度寄附の希望者というものがあつた段階で、お互いにじゃどの程度の計画ならば寄附のほうをしていただけたかというところの調整もした上での申請というところになるんで、本音と建前の部分で若干違うところはあるんですが、一応現実面で小売業というところで寄附者のほうが決まっております。

ただ、その小売業の事業者については、相手のほうでもまだ、これ民間の企業なものですから、その会社名を公表することによって株価の操作とか、そういうところまで影響すると問題なので、社内で公表できるタイミングが決まりましたら、それはご連絡しますということで、まだ市のほうとしてはちょっと公表を差し控えていただいております。

以上でございます。

○小島委員 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

それでは、討議すべき点がございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないですか。ありませんと言わないと先へ進めないんで、間に入ってしまったんで。

じゃ、ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました

企画政策課の所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 （こども発達支援センターなすの園について）

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 （こども発達支援センターなすの園の建て替えについて）

○齊藤委員長 そのほかございますか。

田村委員。

○田村委員 （ふるさと納税の返礼品について）

○齊藤委員長 じゃ、委員さんのほうでそのほかございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 （ふるさと納税の返礼品について）

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 1個いいですか。

（委員長、副委員長と交代）

○吉成副委員長 じゃ、委員長、どうぞ。

○齊藤委員長 (ふるさと納税の返礼品について)

(副委員長、委員長と交代)

○齊藤委員長 じゃ、そのほかなければ執行部の皆様のほうから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 わかりました。

じゃ、ないようですので、以上で企画政策課の審査を終了といたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎市民協働推進課の審査

○齊藤委員長 ただいまから市民協働推進課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

—————◇—————

◎議案第89号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

課長。

○室井市民協働推進課長 (議案第89号について説明。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 5ページの新規の3001事業についてお伺いをしたいと思います。

これ今開設は7月と聞いていますけれども、今はどのような活動をしているのでしょうか。

〔「3月です」と言う人あり〕

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 7月に那須塩原市結婚サポートセンターのほうは設立をさせていただきまして、縁結び事業ですとか、セミナー、そういったものを実施しているわけですが、その中の1事業といたしまして、ことし1月に栃木県のほうでとちぎ結婚支援センター、こちらのほうを立ち上げておりますが、その中でコンピューターマッチングシステム、それでお引き合わせ事業をやっているわけなんです、そちらのシステムを使って、新たにお引き合わせ事業、そういったものをサポートセンターの事業として来年3月から実施をするということです。

〔「コンピューターがないマッチングだということをちょっと説明、お願いします」と言う人あり〕

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 すみません、補足させていただきます。

今まで実施してきました縁結び事業、こちら結婚サポーターさん、うちのほうで委嘱しておりますサポーターが8名おりますが、サポーターさんが当人同士の組み合わせですとか、当日のお引き

合せ、そういったものを懇切丁寧に、親切に、お二人の状況を見ながら、こちらの事業を進めているわけですが、県のほうの事業、このマッチングシステムというコンピューターを使ったもの、こちらは当人がまず登録をいたしまして、そのコンピューターのほうから自分の条件に合った相手、そういったものを選択いたしまして、お互いが気が合えば、お引き合せという形になっていくものでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっとネットで調べたんですけども、小山市が何かネットで出てくるんですけども、那須塩原市はまだ出てきていないんですね。なので、その小山市のように何かホームページを開いてやる事業をこの那須塩原市も組み合わせのマッチングを、そういったことをやられるという考え方でよろしいですかね。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 今ございましたように、小山市さんと同様のものも那須塩原市も実施しているところでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 最終的に4名でローテーションをすることなんですけれども、今2人いて、追加が2名分というふうに、私、間違っていたらすみません、そういうふうにちょっと聞き取れたんですけども、それはそういう解釈でよろしいですか。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 これは全く新しい事業で、職員の配置、相談員の配置もこれからということで、今は全くありません。4名の雇用を行って、常時この事業のほうに2人配置していくということでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしたら、とりあえずこの相談員の4名という方は、年齢的なところとか、どういう方が今いるのかどうでしょうか。想定しているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 相談員の募集についてはこれからということになるんですけども、今ございましたように、やはり相談者の登録者のほうの年齢もさまざまということも考えますと、ある程度年齢をやっぱり50代、40代、30代とか、そういう形で採用できればいいのかなというような考えを持っております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、今8名で現在動いている、マッチングで活動されている民生委員などの人たちが動いているのと、ここの事業というのはもうしっかりすみ分けができていいのか、お互い協力してやっていくのかというのは、どういう形でこれから進める予定なんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 事業としては全く別のものです、すみ分けをしておりますが、ただ、やはり対象になる市民の方、そちらにつきましては市のほうの今までの縁結び事業、また県のほうのマッチングシステムを使った引き合わせ事業、どちらもご利用いただければ、より効果的です、その辺のところはうまくサポーターさんのほうにもいろいろ説明をしていただいて、両方の事業を利用していただけるような方向に持っていければなと思ってございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。これうまく成功してほしいからという気持ちもあるんですけども、今まで8人のほうの事業というのは、結構アナログ的にやられているんじゃないかなという気がしたん

で、これはもうコンピューターマッチングシステム、でもここは、これやっぱり相談に来て、窓口で受けて、あと別々に最初はお会いした中で、この人たちがいいんじゃないかなというような引き合わせというの、ここはアナログ的なところだと思わすけれども、そういったことをやるのかなということでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 まずは市のほうの縁結び事業、こちらのほうをやっていききたいと思います。その中でそういったマッチングシステム、そういったものにも関心があって、登録を希望される、そういった方にはそちらのほうをお勧めしていきたいと思っております。

○齊藤委員長 よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 市民活動支援センターのほうなんですけれども、こちらインターネットの接続料というのは含まれていない。書いてないんですけれども、活動センターの性質上、インターネットというのは必要じゃないのかなというふうに感じたんですけれども、ここはなくて大丈夫なんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 こちらの執行計画書のほうには細かな説明がございませんが、こちらの通信運搬費の電話料のほうにそういったものも含まれているということでご理解いただければと思います。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 すごく細かいことで申しわけないんですけれども、コピー機、複合機と書いてあるんですけれども、複合機というのはコピー機が含まれるのかなと思うのが1つ。下が複合機と書いて、

とちぎ結婚支援事業に複合機と書いてあるんですけれども、これは複数台という意味なのか、それともコピー機と複合機は別々に置くものという意味なのかということをお聞きしたいんですけれども。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 今のご指摘のありました点なんです、コピー機、複合機、それぞれに設置をいたします。職員がいろいろ職務のやつとか、いろいろそういった個人情報ですとか、そういった扱うものと、市民の方が自由に使える、そういった部分を分けたということで2台用意するということです。

○森本委員 よくわかりました。

○齊藤委員長 そのほか。

副委員長。

○吉成副委員長 では、先ほどのとちぎ結婚支援事業の予算の件ですが、我々が議員全員協議会の際にお示しをいただいた資料というのがあるわけですよ。その資料の中では先ほど臨時の雇用ということでは4名を考えているというお話で、常駐するのは2名体制というお話があったと思いますが、こちらの資料では3名体制になっています。これからやる事業ですから、多少の変更があっても不思議はないと思わすんですが、そこの経緯をお聞かせください。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 今まで要するに議員のほうからご指摘がありましたように、3名というような形で資料のほうは提供させていただきました。その際の説明の中では常時3名、あと適切な人員を状況を見ながら配置させていただきたいというご説明をしたわけなんです、今回、今年度実施する分につきましては県のほうともちょっと協議をいたしまして、スタートということで、こちら

のほうで取り扱う人数等もそれなりに調整をする
ということで、当初は2名の相談員で対応してい
く。今後様子を見ながら、新年度予算とかの関係
もございますが、人数は3名だったりとかという
ふうに、ちょっと調整をさせていただきたいと思
っています。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 了解。わかりました。

じゃ、市民活動センターのほう、地域の運営の
件ですが、この中には所管としては当然今回の予
算計上されているのが市民協働推進課ですから、
市民協働推進課が所管課として当然運営してい
くわけですけれども、これ前回のときにも説明があ
ったんだろうと思うんですけれども、ちょっと忘
れてしまった部分があるんで、これはこのセンタ
ー自体は常駐する職員は1名と聞いたような気も
したんですが、どういう体制だったでしたか。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 職員の配置については余
り詳しいご説明はしてこなかったかと思うんです
が、今、考えているところなんです。センター長
的な立場の職員が1名、それと一般的な事務とか
を、そういったものを処理いたします臨時職員が
1名、そのほか必要に応じて短時間的な職員、そ
ういったものを配置していければというふうに考
えております。

それと、あとこのセンターのほうが開設時間の
ほうが長時間ということで、夜間10時ぐらいまで
を予定しております。5時以降、夜間の対応につ
きましては、今、公民館などに倣いまして、また
シルバーさん、そういった方にもお願いをして、
夜間管理というものをしていければと思ってお
ります。

○吉成副委員長 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

田村委員。

○田村委員 この結婚支援事業で、ここに登録でき
る人というのはいろいろ年齢制限はないんだと思
うんですけれども、今こういう時代というか、高
齢者でも独身の方がたくさんいるので、実際、リ
タイアした世代とか、そういった方の登録という
のはあったりするんですか。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 現在の縁結びもそうなん
ですが、年齢制限、上限というのは設けておりま
せん。年齢がお幾つになっても、やっぱりそうい
った将来的な、未来を考えている方というのもし
らっしゃいますので、そういった方も受け入れて
いきたいなと思っていますので。

○齊藤委員長 補佐。

○平川市民協働推進課長補佐 私のほうで回答させ
ていただきます。

まず、当市のサポートセンターでやっておりま
す縁結び事業につきましては、やはり30代、40代
の方が多くなっております。中には70代の方が男
女とも数名登録されている状況であります。一番
若い方もやはり20代後半の方になります。

それで、とちぎ結婚支援センターの、今県のほ
うでやっているコンピューターを使っただけの登録の
ほうなんですけど、10月31日現在にはなるんですが、
やはり20代前半から70代以降の方までの登録が現
在済んでいるような形でご報告をいただいております。
やはり一番県のほうでも多いのが、30代後
半等につきましては一番多いような形で今登録が
進んでおります。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 今の、前にも一般質問で1回聞きました
けれども、議員がね、現状で男女別にどの程度
の人が登録しているか。あと、男女比みたいななど

ころがちょっとわかれば教えていただきたいということと、もう一つは、今、結婚相談員が動いているわけですけれども、市内にも若者のグループであったり、企業の団体であったり、そういう方々にどういう働きかけをしているのか、それともしていないのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、すみません、一応委員会としてもまだ審査のところもあるので、1個目の成果については、その他で教えていただきたいと思います。ここの質疑の対象ではないので。2個目の働きかけは、質疑の対象になると思いますので、2つ目のほうをちょっと答弁いただいてよろしいでしょうか。

小島さん、もう1回最後にその他で聞いていただいてよろしいですか。

○小島委員 はい。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 PRのほうの関係なんですけど、PRにつきましては市の広報紙ですとかホームページ、またチラシの配布ということでやっているわけなんですけど、できるだけ多くの方にこういったことを知っていただきたい、参加していただきたいということで、企業や団体、そういったところも個別に訪問してその旨、協力をお願いしているところでございます。

○小島委員 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 そのほかなければ、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、ないので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民協働推進課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様からまず何かございますか。

先ほどの小島委員のをお願いいたします。

○小島委員 （縁結び事業の状況及び成果について）

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 （縁結び事業の登録者の推移について）

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 （市民活動センターの団体登録の募集時期について）

○齊藤委員長 じゃ、ないので、執行部の皆様のほうから何かございますか。

課長。

○室井市民協働推進課長 （地域おこし協力隊隊員の任用について）

○齊藤委員長 じゃ、ないので、以上で市

民協働推進課の審査を終了いたします。

これで企画部の今定例会における審査は終了となりますが、企画部全体として何かございますか。

小島委員。

○小島委員（地域おこし協力隊の業務内容について）

○齊藤委員長 では、最後に企画部全体として何かございますでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、以上で企画部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部退席のため暫時休憩いたします。

なお、次の審査を11時10分から始めたいと思いますので、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎塩原支所の審査

○齊藤委員長 これより塩原支所の審査に入らせていただきます。

初めに、支所長からご挨拶をお願いいたします。

○宇都野塩原支所長（挨拶。）

○齊藤委員長 ありがとうございます。

◎産業観光建設課の審査

○齊藤委員長 それでは、ただいまから産業観光建設課の審査に入らせていただきます。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

◎議案第107号の説明、質疑、 討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○君島産業観光建設課長（議案第107号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 私が議員になったときはもう既にあっただんですけども、そもそも掘り下げた時の状況をちょっとお伺いしたいんですけども、このもの語り館の設置目的というところはこういったことだったでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 もの語り館の設置につきましては、事業施設が産振事業でつくられておりますので、塩原地区の野菜関係とか、農作物を利用して観光客さんに提供して、あとは歴史関係展览展示して、お客さんに集まっていただいて、それで観光地に出ていってもらうのと、あと観光施設の案内的なものをするというふうな方向でつくられた施設になります。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

そうしましたら、その事業目的に照らして、現

在は市としてはその事業評価、十分目的が実現できている、達成されている状況にあるのか、まだ足りないという感覚を持っているのか、ちょっとお答えいただけますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○君島産業観光建設課長 今現在ですと、その施設の中に展示室関係があるのですが、その中の利用がまだまだ低いというような形で認識はしております。

ただ、あの施設を利用する方たちは結構多い人数になっておりまして、ちなみにあそこの入り口の、あした行ってみればわかるんですが、入り口のところにカウンターがありまして、そのカウンターで入りますと、人が入ったのを感知するような施設があるんですが、それですと大体年間13万5,000人ぐらい、あそこを出入りしているというような形になっておりますので、あの建物自体は結構利用されているのかなど。

ただ、中にある展示室については年間4,000人ぐらい、平成28年ですと4,400人ぐらいしか利用していないものですから、その辺がちょっと課題になっているかなというように解釈はしています。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そういった課題を踏まえた中でこの業者の選定をされているんじゃないかと思うんですけども、ここに選定の結果が出ているんですけども、当然そういったことは踏まえて向上も期待した中でのこの選定結果という、全体を踏まえた選定の結果ということで理解してよろしいですよ。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○君島産業観光建設課長 そのとおりで、一応そう言う形でヒアリングを業者さんとさせていただき

まして、それに見合った内容だったものですから、それで採用したというふうになります。

○鈴木委員 以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 この指定管理者で観光局がやるのは当然かなと思っているんですけども、例えば営業時間とか、そういうある程度指定管理者といふかなりのやつを市から指定しますんで、営業時間とかそこまでの縛りがあるのか、それとも例えばその指定管理者が努力してあれしたら、指定管理料とかもバックするとかという、そういうインセンティブを働かせているような取り組みというのはされているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○齊藤委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 時間につきましては条例のほうでうたっておりますので、一応そういう形になってはいますが、受託者のほうから、こういう理由でこういうものも長くしたいとか申し入れがあると、申請書がございますので、それでうちのほうで判断して、じゃ、この事業については何時までというような形の協議はさせてもらって、変更を多少はしております。

○小島委員 あとインセンティブ。もう一つ。

○君島産業観光建設課長 それにつきましては、一応うちのほうの業務委託につきましては、展示室の入場料のお金と、あとはレストランハウスの場所と言っただけなんですけど、その電気代と使用料とプラス売り上げの3%をいただくというふうな形になっておりますので、その辺なものですから、そこでインセンティブとかそういうものは、まだ今の制度の中では決まっていない状況です。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 ちなみに今ちょっとお聞きしたところ

ですと、あそこの営業時間は大体5時、官公庁と同じような5時とか5時15分で終わってしまうということなんですけれども、何時から何時までを営業時間にしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 一応8時半から9時までとしますが、展示室については午後6時までというふうな形でしておるんです。

○小島委員 9時というのは21時ということですね。

○君島産業観光建設課長 そうです。21時です。ごめんさない、21時になります。

○小島委員 それで、展示室は5時。

○君島産業観光建設課長 午後6時までです。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 この間5時半ぐらいに行ったんですけども、あれは入場料はあれですかね、5時半ぐらいでやめてしまうんですかね、あいていても。ちょっと行ったら早く閉まっていたんで。

○齊藤委員長 入れるのに受付がいなかったという……

○小島委員 じゃ、受付がいなかったということかな。

○齊藤委員長 みたいです。

○小島委員 わかりました。じゃ結構です。

○齊藤委員長 もしあれでしたらその他のほうで。副委員長。

○吉成副委員長 それでは、導入形態としては公募になっているわけですね。実際に公募業者というのは何社あったんでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。課長。

○君島産業観光建設課長 実際書類として申請書が提出されたのは1社になります。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 今回のこの共同事業体というのは、ほかの施設に関していえば、こういう形態はとっていないわけですよ。何とかという1社の名前が入って、指定管理の指定を受けているというのが通常だと思うんです。

それで、今、気になったのは共同企業体だから当然1つで出たんだろうというのは、今の説明でわかるんですけども、2つの違った団体からそれぞれ、本来だったらそういうものが出てもいいのかなと、ちょっと気もしたんです。これはもう初めからこの観光局と、それから観光協会とで出すということで、もう打ち合わせができていてということを出されてきているということに理解すればいいわけですか。

○齊藤委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 その場ではそこの組み合わせとか、それについては一切受け取っただけなので、その打ち合わせというのは、局と協会さんのほうで打ち合わせしているんで、そこまではうちのほうでは関知していないというか、わからないところです。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 であれば、これをヒアリングする際に、当然選定基準というのがあるわけですよ。当然この資料の中でも示されているわけですけども、そこで共同企業体としてやっていくということに対する違和感等々の意見というのは、ヒアリングの際に皆さんのほうからは言われていないわけですか。

○齊藤委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 特にヒアリングの中で、ここにいるメンバーが立ち会ってヒアリングをしたんですが、その中では実際にその辺のものは出てきていなかったです。

○齊藤委員長 支所長。

○宇都野塩原支所長 私のほうで少し補足させていただきます。

私のほうで、今、課長が申しあげましたように、さまざまなところから質問させていただきました。当然2つが出てくるということについては、違和感というか、それによってどういう期待がされるだろうという観点でヒアリングをさせていただきました。2社が一緒にやることによってどういうメリットがあるんだと。今まで以上に何ができるんだという質問をさせていただきましたので、その中で今までなかったような提案もございましたので、そういったところで評点のほうで少し高く点数をつけさせていただいているのがございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 1社よりも2社から出てきた。2社が共同してやるということで、その分相乗効果があるというような捉え方なんではないかね。それで、新たな提案もあったという、今、支所長のお話でしたけれども、実際に評価としては1、2、3で評価しているわけですよね。その中でこれまで以上の評価が、これまでも当然指定管理ではあったわけですから、これまで以上に評価が高かった点を、じゃ、お聞かせ願えますか。

○齊藤委員長 支所長。

○宇都野塩原支所長 それでは、評点の中身について少し丁寧にご説明をしたいと思います。

お手元の議案資料の51ページ、こちらの2番の住民サービスの向上、こちらの(3)番のところなんですけど、こちらのところについては4項目、この10点なんですけど、失礼しました、3項目の視点から評点をさせていただきました。

1つが施設利用者をふやす実行的な方策がとられていますかというところ。それから、2つ目が利用拡大を図るための計画においてすぐれた提案がありますかというところ。そして3つ目が施設

の運営についてすぐれた提案がありますか、この3点からの視点で評点をつけさせていただきました、10点という数値になっておりますが、この際にヒアリングのときにいただいた説明は、観光局が旅行業の営業許可を受けることによって、もの語り館を含めた着地型商品、こういったものをつくっていきますよ。そういったことによって施設の利用増につながりますよという提案をいただいております。

具体的に言いますと、局のほうで組んだツアー等でもの語り館に行っていたとか、また、もの語り館ではそのツアーの方向けに何か新しい企画をその場でやるとか、そういったことが考えられますね。そういったことをいろいろ工夫して提供していきますというような説明がございましたので、これはなかなか今までもなかったことですので、ここに対しては評価を1ポイント高くつけさせていただきます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 そうすると、ちなみにですが、先回の指定管理者のここの得点では15点のところは9点であったり8点だったという理解でいいわけですね。

[発言する人あり]

○吉成副委員長 いやいや、あればの話ですから。今回その部分が評価としては高かったと、今、所長の説明ですので、当然そうならば前はそこが低かったという表現になるのかなという理解で今聞いたんですよ。

○齊藤委員長 支所長。

○宇都野塩原支所長 ちょっと資料等は手元にはございませんが、そこについては前回よりもいい提案を出していただきました。

○吉成副委員長 はい、わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと活発な意見があったので、私もちょっと再度質問させていただきます。

実際これ管理運営業務を委託したときに、これは選定のときの配点なんですけれども、評価とするときに、例えば具体的に、じゃ入場者数だとどれぐらいだったらかなり成功に近いとか、それから、売り上げがどれぐらい取れたらこの施設ならばもう十分合格点だろうというあたりの評価基準みたいのは持っていて、それに対してこの運営者に対してある程度そういうところは伝えるようなことは……、今1つだからね、とりあえず基準は持っていますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○君島産業観光建設課長 今のご質問につきまして、大体前年度に対してどのぐらいありましたかという形で評価というか、前年度とかに対して評価みたいな形になっていまして、あとはアンケートをとられて、利用者の意見はどんなだったかというのを毎月いただいていますので、その辺を見たり、意見を聞いたり、あとは実際行ってみて、どんなような利用をしているとか、そういう形で年間を通して見ていて判断をしているわけでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そういう評価の仕方もあると思うんですけども、ある意味せっかく自分のところの施設なので、この施設ならこれぐらい入場者と、売り上げがあってほしいとか、そういったものは支所のほうではお持ちになっていますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○君島産業観光建設課長 今のところはそういうものは一切持っていないです。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
小島委員。

○小島委員 いいです。すみません。間違えました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 じゃ、次、討議すべき点はありますでしょうか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
討論はございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。
議案第107号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第107号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

—————◇—————
◎議案第89号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 議案第89号 平成29年度那須塩原市

一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。
執行部から議案の説明をお願いいたします。

課長。

○君島産業観光建設課長（議案第89号について説明。）

○齊藤委員長 説明がございました。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 じゃ、進行を交代いたします。

（委員長、副委員長と交代）

○吉成副委員長 じゃ、委員長。

○齊藤委員長 すみません。

私、二期生にもなって大変恥ずかしい話なんですけど、教えていただきたいのと、質疑として聞きたいんですが、まず、先ほど限度額ということでお示しいただきました。3年間やる中で指定管理のほうの選定については先ほどここで決議をして通ったわけですけども、これが限度額ということで、実際にその運営をするときに支払われる金額というのは、この後にまた何かがあるのかなのか、そこをお伺いしたかったんですけども。

○吉成副委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 この後、うちのほう、年度ごとに受託者のほうと協定というか、年度協定を結びまして、各毎年毎年の金額を設定して、その3年間の合計がこの7,722万3,000円以内というふうな形での計画で債務負担行為になっております。

○吉成副委員長 委員長。

○齊藤委員長 わかりました。

そうすると、この以内であるからということであると、1年目に単純に普通だと3で割りますよね、あらかた。ただし、そこで何か施設内で使えるものが限度額とわかっている場合には、過剰に

その範囲内であれば、言ってお金を使うことが可能なかどうか、お伺いしたいんですけども。

○吉成副委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 一応3年間の限度額がこれだものですから、この指定された7,722万3,000円になっておりますので、その中で年度でこう振り分けて、3で割る金額よりも多くなっても、その3年間の中でやることになるんだと思います。

○吉成副委員長 委員長。

○齊藤委員長 先ほどの指定管理のほうとちょっとかぶるんですけども、この金額はあくまで債務負担行為で支出するようなことなんですけれども、先ほど管理のテナントのところでは3%いただいているという表現がありました。それはここに関するものところから発生するものなのか、外部から来たお客さんが払った売り上げからいただくのかどうかというのが、ここで加味されているのかどうかをお伺いしたいと思うんですけども。

○吉成副委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 レストランに入った売り上げの3%というふうな形なものですから、ここには……

〔「入っていますよね」と言う人あり〕

○齊藤委員長 レストランの運営費は。

○君島産業観光建設課長 それは入っていないです。あくまでも切符切り、ごめんなさい、の手間と、手間というか、あと中を維持管理していく費用です。

○齊藤委員長 が、これということですか。

○君島産業観光建設課長 はい、そうです。

○齊藤委員長 わかりました。すみません。

じゃ、以上でございます。すみませんでした。

○吉成副委員長 じゃ、司会を戻します。

（副委員長、委員長と交代）

○齊藤委員長 すみません、ありがとうございます

た。

そのほかございませんか。

小島委員。

○小島委員 この前の3年間があったわけですが、そうすると、その前の3年間の指定管理者というのは経営報告とか、そういうものというのは出してきて報告を受けているんだと思うんですけども、その経営状況というのはどうだったのかというのは市としてどういうふうに把握しているか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○齊藤委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 前年度といたしますか、今やっている……

○小島委員 まだある。

○君島産業観光建設課長 まだあるんです。今やっている株式会社もの語り館という会社が今運営しているんですが、今の委託料の中での確にやられているというのがあります。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 じゃ、その年度ごとの経営状況みたいなものというのはどういう報告を受けているか。そして、今回のこの管理運営費に反映させているのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 毎年やるたびに実績報告を出していただきまして、当初の予算案がありまして、それに対して幾ら実績がありまして、幾ら残りましたというような形の実績報告は年度が終わりましたら上げていただいて、来年やる分については、その年の10月にこのぐらいかかりますのでというふうな形で予算をもらいまして、それで内容を検討して、次年度の委託料を決定していく。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 それと、今回管理運営費がある程度出

されているわけですが、この管理運営の試算というのは、その試算をもとにしてこの程度だというふうな考え方でいいですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○君島産業観光建設課長 今回は新しく入札をというか、公募をかけましたので、今やっている方の3年前の実績を平均しまして、それである程度積算させていただきまして、この限度額を設定しております。

○小島委員 はい、わかりました。

○齊藤委員長 支所長。

○宇都野塩原支所長 補足させていただきます。

3年間の決算の数値でございますが、過去3年です。平成26年度2,312万5,000円、平成27年度2,373万1,000円、平成28年度2,370万7,000円、3年間の費用が7,000万563円、こちらをベースに今後3年間、どういった事業にどのぐらいかかるのかという積算をさせていただきまして、なおかつ今回消費税が10%の予定でございますので、31年の途中からですね。そういったものを加味させていただきまして、算出をさせていただいております。

○小島委員 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 じゃ、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

産業観光建設課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 （もの語り館の指定管理について）

○齊藤委員長 私のほうもちょっと1個だけいいですか。

（委員長、副委員長と交代）

○吉成副委員長 委員長。

○齊藤委員長 （指定管理事業者の経営状況について）

（副委員長、委員長と交代）

○齊藤委員長 それでは、執行部の皆様から何かございますか。

支所長。

○宇都野塩原支所長 （塩原温泉のPRについて）

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、これで塩原支所の今定例会における審査は終了となりますが、今PRしてもらったので、以上で審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部退席のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎西那須野支所の審査

○齊藤委員長 これより西那須野支所の審査に入ります。

初めに、支所長からご挨拶をお願いいたします。

○臼井西那須野支所長 （挨拶。）

○齊藤委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎総務税務課の審査

○齊藤委員長 それでは、総務税務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

—————◇—————

◎議案第89号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題いたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたしま

す。

課長。

○阿見総務税務課長（議案第89号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 単純に当初予算でとらなくて補正で来ているんだけど、こういったものは補正で人数調整をいつもしているんですかということですね。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○阿見総務税務課長 今回の申告の体制については、10月にこちらの本庁のほうの課税課のほうから示されまして、私どものほうとしては、3カ所、本庁と支所と塩原支所とやる中で、1人当たりの受けている件数が最も多いので、例年どおり2人体制でしていただきたいということで強く要望したところですけれども、そういったことがなかなか通らないということで、今回は補正という形をお願いしたところでございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務税務課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないですね。

それでは、執行部のほうから何かございますか。所長。

○臼井西那須野支所長 暫時休憩をちょっとお願いしたいと思いますけれども。

○齊藤委員長 それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

そのほかございますか。大丈夫ですか。

○臼井西那須野支所長 大丈夫です。すみません。

○齊藤委員長 では、ないようですので、以上で総務税務課の審査を終了といたします。

以上で西那須野支所の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

なお、午後の会議を午後1時から再開いたします。それまで、昼食による休憩といたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 零時58分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎総務部の審査

○齊藤委員長 これより総務部の審査に入ります。
初めに、総務部長からご挨拶をお願いいたします。
部長。

○伴内総務部長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

◇

◎総務課の審査

○齊藤委員長 それでは、ただいまから総務課の審査に入ります。
担当課の皆様、お疲れさまでございます。
それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

◇

◎議案第89号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。
執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

課長。

○田代総務課長 (議案第89号について説明。)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、それでは質疑を許します。

何かございますか。

小島委員。

○小島委員 人事関係でいろいろなところで変化が、補正予算ができていますけれども、具体的なところで、代表的なところというのはどんなところがあるか、ちょっとだけ教えてください。

○齊藤委員長 答弁を許します。

課長。

○田代総務課長 一番変動の大きかった科目という意味でよろしいでしょうか。

〔「そういうことです」と言う人あり〕

○田代総務課長 では、ちょっと確認しますので、少々お待ちください。よろしいでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 それでは、全体の傾向という形でまず回答させていただきます。

まず、職員数の減による人件費の減という意味で3,901万1,000円減をしております。これは職員数が当初839人ということで予算計上しておりましたが、現実に即しまして836人ということで3人マイナスにしたということでございます。また、育児休業取得者を当初予算計上時では14名と見込んでいたところ、現実に即しましてこちらを29名ということで、15人プラスということになりました。今のは給料のお話でございます。

また、手当でいきますと、時間外勤務につきましては、これまでの実態等もございまして、これはこの後の年度末までのもの見込みも含みでございますが、2,412万4,000円を増額。また、先ほどの職員数の減による減額ということで、3,753万9,000円を減額。これは手当とすれば例えば期

末勤勉手当、扶養手当、住居手当もろもろの手当が入ります。時間外勤務手当もちろん入ってきますので、そういったもろもろの手当の総計というところがございます。

また、手当支給対象者の異動、要は会計間の異動であったり、そういった異動による増額ということで472万3,000円、こちらは全部増額というふうなものでございます。

そのほか人件費につきましては共済費ということで、いわゆる保険とか年金とか、そういったことに係る費用があるんですが、こちらは職員数の減による減ということで、1,273万2,000円が減少ということになっております。

また、制度の改正ということで、公務災害負担率、これが増加したものですから、こちらは額としてみれば18万6,000円ほどでございますが、増加しております。

また、職員の退職手当を支払うための退職手当組合に対する負担金がございますが、こちらが3,100万円増額ということでございます。

これら今述べました総額で、これは全会計ということになっておりますので、申しわけございません、一般会計と言いつつも、全会計の数字を今述べさせていただきましたが、全体トータルで2,924万9,000円の減額というような、トータルで見れば補正額とさせていただいたところがございます。

また、科目で見て大きいところというふうなお話でございましたので、例えば私どもの2款1項1目一般管理費というふうなところでいきますと、給料のほうは1,965万4,000円の減、手当のほうはもろもろありまして866万1,000円の減、4節の共済費が283万5,000円の減、19節退職手当が3,100万円の増ということで、こちらは出入りが激しいんですが、合計にしますと15万円ほどの減少とい

うような形になっております。

以上、全体傾向と主たる科目の御説明をさせていただきました。よろしくお願いいいたします。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今回、補正ですよ。この後、また補正と、こういった人件費関係で出てくるじゃないですか、決算の前に。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 例年であれば、人事院勧告というものが夏に出まして、私ども地方公務員の職員給与は、この人事院勧告に基づいて改正するというところがございます。ただ、今国会、臨時国会で衆議院解散の関係がございまして、国の国家公務員の給与法の改正がどうなるかというところもありましたので、私どもとしては12月議会で条例改正を見送りまして、今後3月議会で職員の給与条例の改正を上程したいという考えでございます。その際に人事院勧告に基づく制度改正による人件費の補正をあわせて計上したいと考えております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それで、先ほど大枠でご説明いただいたときに、ちょっと教えていただきたいのは、3,000万円ぐらい減というので残業代と言っていたと思うんですけども、言っていないでしたか。3,000万円程度で残業代だったかな。手当が2,212万円から2,412万円にふえたと言った説明を受けた後の金額なんですけれども、それが残業代等と言っていたと思うんですけども、もし減額であれば、今から計算するのにどういう計算になったのか。私は全体が間違っていたのか、ちょっと話がおかしくなっちゃうんですけども。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 3,753万9,000円の減の理由は……

〔「そうですね」と言う人あり〕

○田代総務課長 これはさっき言ったとおり、扶養だの時間外だの勤勉だの期末だのが異動された分の人の調整がその課に行って、またいたんで減になっているという説明だったんですけども、異動によりクラスが変わるから減になったという説明だったんですけども、それ以外のことで何か聞きたいということによろしいですか。

○鈴木委員 異動によってその計算根拠が……、じゃ、もうちょっと計算の仕方を、減というのはどういうふうに計算するのかと思ったんですけども。

○齊藤委員長 大丈夫ですか。課長。

○田代総務課長 それでは、まず当初予算の計上の仕方をご説明させていただきます。

当然新年度に、職員一人一人の基本的に給料の積み重ねで、私ども、予算計上をさせていただきます。そうしますと、基本的には、この予算を作成するときと同じ、例えば、基本は同じ、私であれば妻がいるので扶養手当が幾ら幾ら、補佐であればお子さんがいて扶養手当が幾ら幾らという積み重ねで基本的に予算を計上します。ですので、異動がないという前提で、来年度もこれくらいの手当が必要であろうということで当初予算は計上させていただきます。

その中で、また現実には退職をする。また新規に採用する人というのは新年度の中であるんですけども、それらの方は扶養の状態であるとか、またその後、誰がどういう昇進をするのかというところは、この予算の段階で到底見きわめられるものではございませんので、基本的に年度の途中で余り不足がないように、ある程度モデル的に計算をして、当初予算を計上するというようなことを基本としております。

そのため、現実には人事異動をして、何々会計に

誰それが配属になってというのが、なった後にですね、そうするとこの会計では毎月扶養手当が幾ら幾ら、給料は幾ら幾ら、何々手当が幾ら幾らというのが出まして、それを例えば今後年度内、今度のもつように、1年間でどれくらいになるのかというのを見越した上で、この12月補正というものをかけるものですから、そういった調整の中で、結果的に職員数の減による減ということで3,753万9,000円が減額という結果になったということでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 多分私の勘違いだね。そうすると残業代だけが、この3,700万というあたりで目立って減っていくのかなと。それで、残業代をどうやって今から減ると想像できるのかなと思ったんですけども、これは残業代ということではなくて、そういったもろもろのトータルで3,700万減だというふうに理解してよろしいですね。はい、すみません。了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 じゃ、ないようですので、討議すべき点はございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
討論はございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様からまず何かございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 （職員の募集について）

○齊藤委員長 そのほか。

鈴木委員。

○鈴木委員 （臨時職員の雇用状況について）

○齊藤委員長 じゃ、そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、総務課のほうの皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎財政課の審査

○齊藤委員長 ただいまから財政課の審査に入ります。

担当課の皆さんお疲れさまでございます。

◎議案第97号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第97号 那須塩原市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○田野財政課長 （議案第97号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高久委員。

○高久委員 今複数の自治会からというのがありましたけれども、私は1カ所しかわからないので、あと教えていただければと。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 先ほどご説明の中で市内に23カ所ほどございますというようなご説明を申し上げました。それで今回、複数という中で西那須野地区から4つの自治会のほうから要望という形でお話が上がってきているということでございます。

○高久委員 結構です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今23のうち4カ所ということは、ほかのところは要望が出ていますか。

○齊藤委員長 課長。

○**田野財政課長** 現時点では要望ということで財政課、それから各支所のほうのこういった財産を管理している者には、現時点ではまだ来ていません。

○**齊藤委員長** 鈴木委員。

○**鈴木委員** これは(5)で今回こういうふうに変更されるんですけども、実は私のいる自治会は、以前地縁団体を組んで、市のほうが自分の自治会のものになったという手続があるんですけども、これは今回この場所についてはこういう条例改正をしないと普通譲渡、当該団体に譲渡することはできない、ほかではカバーできない事案になるんでしょうか、そうすると。

○**齊藤委員長** 課長。

○**田野財政課長** 今回改正をお願いする部分につきましては、直接的に議会の同意を得ずに今回市役所のほうにこういった要望をいただければ、市が認可地縁団体として認めることによりまして可能にするというものでございます。

本来であれば、現状の条例でいけば、1件ずつの要望に対してお応えするということになれば、1件ずつ議会の議決をいただくというような対応をしていく必要があるということになってまいります。

○**鈴木委員** よくわかりました。

もう1点だけよろしいですかね。

自分のところと比べて、どうしても比べたくなくなってしまいますけれども、自分のところだったらもともと地縁団体を持っていたんですけども、昔は任意団体が所有するということではなくて、誰か代表の人の名義で所有になるので、相続税とかそういう問題が起きるし、代表者がかわるとまた名義をかえていかなきゃいけないという煩わしさがあるので、市に預けていたという経緯を私は聞いたことがあるんですけども、大体ほとんどそういう経緯でもって市が持っている、そういう案

件なんでしょうか。

○**齊藤委員長** 課長。

○**田野財政課長** ただいま委員からお話しいただきましたとおり、やはりそれぞれの地域で自治公民館用地を持っているという中では、やはり相続の問題から、また税等の支払いの問題という部分で煩わしさが出ていたというのは間違いないと思います。

そんな中で地縁による団体ということで、地方自治法の改正がございまして、地縁による団体ということで市長が認めた際に、自治会、つまりその地縁による認可団体ということで、財産、不動産等の取得ができることになったということでございます。

○**鈴木委員** 了解しました。

○**齊藤委員長** そのほかございますか。

君島委員。

○**君島委員** これは結局、譲渡するときの価格については何もうたわれていないんですけども、その扱いはどういうふうに考えているのか、ちょっと教えてもらいたいんですが。

○**齊藤委員長** 課長。

○**田野財政課長** 現時点でといいますか、今回の改正につきまます価格につきましては、譲与という中で、基本的には無償の譲渡をするということで今回の改正を行うというものになります。

○**齊藤委員長** 君島委員。

○**君島委員** 多分そうだろうとは思ったんですけども、ただ、そのときになぜ当該団体に無償で譲渡するときといいますか、無償という言葉を入れなかったのかなという、その辺をちょっとお聞きしたかったんです。

○**齊藤委員長** 補佐。

○**押久保財政課長補佐** 3条の規定で、3条の本文のほうに譲与または減額して譲渡することができ

るものは以下のとおりというふうな中で各号が整備されている形になっている。ですから、無償譲渡、それから減額しての譲渡、どちらにもとれるというふうな意味合いで、譲渡というふうなくくり方で、例規のほうは整備させていただいている形をとっています。

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

○君島委員 はい、わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 無償譲渡ということが一般的だと思っているんですけども、例えばその後、譲渡を受けた自治会が、例えば少し公民館を補修したいとかということで、一部を販売したいとかというときの制限とかそういうものに関してどういうふうを考えているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 補佐。

○押久保財政課長補佐 自治会、認可地縁団体に対して譲与した後の対応につきましては、ある一定の個人による財産の処分なり対応というふうなことは、当然認めないといけないものだと思っておりますので、自治会の総意に基づいて対応されるものであるべきものでありますので、建て増しをしたりですとか、場合によっては不要となってしまうというふうなものが出てしまえば、これは自治会のものに、多分そういったことはないとは思いますが、自治会の総意に基づいてその辺の対応はしていただくような形になろうかと思えます。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 あと若干ですけれども、この認可地縁団体は23ということいいんですか、今のところ。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 ただいま小島委員さんからご質問

いただきました23というところでお話を差し上げているのは、市有地ですね。市が管理している土地のところに自治会として今後自治公民館を建て、現在使用しているところということでご理解しています。

実際に認可地縁団体につきましては、担当としては市民協働推進課のほうを担当になりますが、現時点で40からの認可地縁団体が登録されているというふうに情報をいただいております。

○齊藤委員長 そのほかどうですか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、ほかにないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第97号 那須塩原市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第97号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、総務企画常任委員会を予算常任委員会第一分科会に切りかえます。

◇

◎議案第89号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○田野財政課長 （議案第89号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

何かございますか。

小島委員。

○小島委員 よくわからないので教えてほしいんですけども、基金繰入金とか予備費を取り崩しているというのは、収入が減っているから足りないということで取り崩しをして事業費に充てたということと考えていいんですか。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 ただいまのご質問いただきました部分につきまして、財政調整基金の使用の目的につきましては財源不足等、その不測の事態に対応するものという目的で積み立てを行う。当然その中には今回の財源不足もございまして、災害等が発生した際の財源を賄うという部分もございまして。

そんな中で今回、基金から繰り入れる、取り崩す、基本的には貯金していたものを足らないので、不足しているの、どうしても取り崩しせざるを得ないということへの対応というふうになります。

また、一応予算上に計上してある中で、やはり足らない部分について最終的な100万円単位の以

下部分につきましては予備費という部分で調整がつくものですが、そこで予算をふやしたいときに充てたりというような考え方、その部分にそうして調整をしているということでございます。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 そうすると、最初の基本の予算のときがあったんですけども、支出がふえたのか、それとも歳入が減ったのか、一番はどちら辺が原因か、そのところをどう捉えているか、ちょっと教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 今回7億からの補正予算につきまして、基本的に支出がふえているということでございまして、それに対応すべく基金を取り崩させていただいたというものになっております。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 特に支出の中で何がふえたためなのか、明確なものがあればちょっと教えていただけますか。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 今回の12月補正につきましては、平成28年度の決算に伴いまして、扶助費的な部分になりますけれども、福祉関係の経費で最終的な精算が終わり、国庫補助金をもらい過ぎていたというものがございました。そういった分を最終的に国に通知、報告をさせていただいて決定をもらった、それを返すというケースはございます。それにつきまして今回の12月補正予算の中に2億を超える償還金ということでのってきてございます。今回その財源ということで、基金を取り崩させていただいて、見ていくということでございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 では、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

財政課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 （基金の残高について）

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 では、ないようなので、財政課の皆さんのほうから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で財政課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩とします。

なお、10分後に再開いたしますので、休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時11分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎課税課の審査

○齊藤委員長 ただいまから課税課の審査に入ります。

担当課の皆さんお疲れさまでございます。

—————◇—————

◎議案第95号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第95号 那須塩原市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○菊池課税課長 （議案第95号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 第1項で、市内では1つの施設が代行しているということですが、これは1つの施設ということで教えていただけますか。

○齊藤委員長 課長。

○菊池課税課長 名称は、小さな託児園りとるぐッ

という名称でございます。建物は一般の個人住宅
です。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 今回のわがまち特例に関してなん
ですが、それぞれ対象施設という部分でいうと61
条の2、それから附則の2番と全部で5つになっ
ているわけですが、ほかの他自治体のを見る
とかなり広いわがまち特例で指定されているよ
うな施設というのが入っているわけですね。今回
この5つにした主な要因というか、理由をお聞か
せください。

○齊藤委員長 課長。

○菊池課税課長 もともと①から③の施設につつま
しては、地方税法の中で課税標準を2分の1とす
る特例案がもともと10年間規定されておりました。
④、⑤につきましては今回新設されるものでござ
います。①から③については上乘規定、上乘せで
わがまち特例に規定させたものなんです、その
5つを地方税法の中で挙げた理由というのは、申
しわけございませんが、ちょっと理解していない
ところでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 わがまち特例は当然その地域によ
って税制を地方税の範囲の中で変えていいですよ
と、2分の1であったり3分の2であったり、さ
まざまあるわけですね。当然その地域によって
さまざまな施設があるんで、例えば風力発電があ
ったり、さまざまなものがあって、太陽光なんか
もそうだと思うんですけども、そういったもの
を対象としているようなところもあるわけですね。
そういうことを考えると、本市がどうしてこれに
絞ったのかなというところで、今お聞きをしたん
ですけれども。

○齊藤委員長 課長。

○菊池課税課長 こちら地方税法の改正に合わせて
それを全て規定したという形でございます。今回
の地方税法の改正の中では、この5つを改正して
いるという形で。それで、以前にも地方税法の改
正に合わせて、わがまち特例で規定しているもの
も当然ございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 じゃ、すみません。わがまち特例
で、本市で対象としているものをちょっとお聞か
せください。

○齊藤委員長 課長。

○菊池課税課長 本市では、わがまち特例に対象と
しているものについては、ほかにも複数ございま
す。今回は新たに追加したという形でございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 すみません、私の認識不足で。そ
うすると、幾つぐらいが対象になっているんです
か、今回のを合わせて。

○齊藤委員長 課長。

○菊池課税課長 先ほど副委員長がおっしゃったと
おり、風力発電とかバイオマス関係とかで、ちょ
っと正式な数は今出てこないんですが、5つ以上
はあったかと思えます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 例えばホームページを開いて、そ
こから一覧表が出るような工夫にはなっていない
ということですか。

○齊藤委員長 課長。

○菊池課税課長 申しわけありません。今の段階で
は、検索できるような形にはなっておりません。
今後改善していきたいと思えます。

○吉成副委員長 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

高久委員。

○高久委員 私が聞いていた中で、無認可の認定こども園とか企業主導型の認定こども園とかいう言葉が出てきたんですが、これそういうために、それも含めての話ですが、これ2つ入っているという理解でいいんですよね。

もう1回やりませんか。

〔「もう1回お願いします」と言う人あり〕

○高久委員 この中に無認可の認定、小規模こども園と、あとは企業主導型の認定こども園も入っていると。

〔「3番目か」と言う人あり〕

○高久委員 4番目ですか。

○齊藤委員長 課長。

○菊池課税課長 今、企業主導型の認定こども園とおっしゃられたかと思うんですが、企業主導型につきましては、認定保育園は入ってございません。

認定保育園については別枠で非課税がありますので、こちらの企業主導型保育事業につきましては、認可外の保育施設となります。①から③までについては認可施設なんですけど、④の企業主導型保育事業については認可外の施設でして、国の定めた助成を受けている事業所という限定つきでございます。

詳しい内容につきましては、主管課じゃないのでわからないんですが、申しわけございません。

○高久委員 この2つが入っているということで、わかりました。

○齊藤委員長 よろしいですか。

○高久委員 はい。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

大丈夫ですか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

高久委員。

○高久委員 税金を安くするというお話だと思いますが、先ほど認定外と言われた民家の小規模保育と企業主導型、これ非常に問題がある。ここで討議すべき問題でもないですが、そういう施設だと私は理解していますので、市としてはもっと充実した内容のこども園とか保育園をつくるべきだという立場から、これは認められません。

○齊藤委員長 反対討論ですね。

そのほかにも討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第95号 那須塩原市税条例の一部改正についてを、原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○齊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第96号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 続きまして、議案第96号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○菊池課税課長 (議案第96号について説明。)

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

小島委員。

○小島委員 22ページに各項に農地に対して課する平成27年度から29年度までの各年度分の都市計画税の特例、これ両方とも前も後ろも入っているんですけども、これはどういう意味なのか、ちょっと。

○齊藤委員長 条項の内容。

○小島委員 条項の内容と年度が同じなんですけれども。

○齊藤委員長 はい。

○菊池課税課長 私から27年度から29年度の部分について説明した後、中身については係長から答えさせます。

今回、新旧対照表の表を見ると、これ以外にも27年度から29年度までという記載が多いかと思えます。この期間が切れてしまったらどうするのという思いだと思いますが、こちら全て地方税法に基づく規定でございまして、これまで延伸、延伸を繰り返してございます。この流れでいきますと、平成30年度の税制改正で再び期間が延伸されるものと見込まれます。中身については、じゃ係長のほうから説明します。

○齊藤委員長 係長。

○平田資産税土地係長 こちらにつきましては、農地に関しての27年度から29年度の課税の特例ということで、今現在、税負担の調整措置というものがとられておりまして、宅地、農地、山林、そういった税目それぞれに税負担調整措置というものがございまして、農地に関しては前年度の価格と今年度の価格を比較しまして、価格が余り上がらないような形で、逆に価格が下がり過ぎている場合には、一定の金額に合わせるような負担調整措置というものがとられておりまして、ただ農地に関しましては、基本的にずっと価格が一定なものですから、そういった税負担調整措置というのは余り実際働いていないというような状況でございまして、農地に関しても価格変動があれば、その税負担を調整するための特例措置というふうなものでございます。現時点では、農地の価格についてはずっと一定で来ているものですから、こちらの特例というのは特に適用はございません。

[「適用はしていないということですね」と言う人あり]

○平田資産税土地係長 そうです。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 それと、ちょっと疑問に思ったのは、要は、現行は29年度までと言って、今度31年度まで延ばすと、そういうときにここの大事なのは27年から29年となっているのは、そこがちょっと、今度の改正後で、特例が限度が過ぎちゃうわけですよ、今度。そうすると……

[発言する人あり]

○小島委員 過ぎないんですか、これは。

じゃ、そういうことをちょっと確認したかったということでもいいです。

○齊藤委員長 係長。

○平田資産税土地係長 この特例の期限につきましては、今回平成30年と、税制改正の中で決まる部

分がございまして、これが翌年度、3カ年適用するかどうかというのは、30年度の税制改正で決まらして、それが決まりましたらば、4月から適用ということになるんですが、それについては専決で対応させていただいている状況でございます。

○齊藤委員長 よろしいでしょうか。

○小島委員 わかりました。それなら結構です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 では、ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討議ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第96号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

◎議案第89号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○菊池課税課長 （議案第89号について説明。）

○齊藤委員長 説明がございました。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◇

◎議案第90号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 続きまして、議案第90号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○菊池課税課長 （議案第90号について説明。）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第90号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第90号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第91号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 続きまして、議案第91号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○菊池課税課長 （議案第91号について説明。）

○齊藤委員長 ただいま説明がございました。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 では、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第91号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第91号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 課税課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 課税課の皆様の方から何かありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で課税課の審査を終了といたします。

これで総務部の今定例会における審査は終了となりますが、総務部全体として何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 部長の方から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、以上で総務部の審査を終了といたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会

を再開いたします。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 それでは、次第4のその他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 事務局から何かありますか。
事務局。

○鎌田書記（事務連絡。）

—————◇—————

◎閉会の宣告

○齊藤委員長 それでは、これをもちまして総務企画常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時55分